

# 学生協ニュース

No.37

東北大学学生生活協議会広報委員会

## 学生による集团的・組織的暴力行為が発生しました

4月12日(金)16時30分から3時間以上にわたり、有朋寮・日就寮生(約35名)が理学部新生(1名)を連れて、学務部厚生課窓口で、いわゆる「入寮届提出行動」という示威行動を行い、学務部事務官を長時間にわたり軟禁状態におきました。

まず「入寮手続き」について、以下の3つの原則を確認しておきます。

- 大学は既に有朋寮への入寮募集停止を決定しており、新規の入寮は一切認めません。当該学生がもし既に有朋寮に居住しているのであれば、明らかな違法行為(国有財産の不正使用)であり、ただちに退去しなければなりません。退去しない場合は懲戒処分の対象となります。
- 今回のような集团的暴力を背景に提出されようとした文書は、大学は一切受け取りません。
- 大学に提出する「入寮願」を恣意的に改ざんしたものは、決して認めません。

有朋寮の老朽化は著しく、老朽木造建築であるが故の火災発生に伴う焼失の危険、近い将来高い確率で発生するとみられる宮城県沖地震級の大地震による倒壊の危険から、寮生の身体・生命等の安全を守ることを最優先に考え、大学は、平成13年9月に新規の入寮募集を停止し、平成15年3月末を以ってその使用も停止すること決定しました。このことはこれまで再三にわたって全学にお伝えしてきました(学生協だより No17、19 等参照)。また今年度の新生に対しても、昨年秋の学生募集要項配布時から、入学試験時や入学手続資料の配布時等に、繰返し周知徹底してきました。

「提出行動」では、かつての「団交」と類似した行為が頻発しました。

今回、理学部の新生一名は、一部の過激な寮生とともに、上記の経緯を無視して強行に「入寮届」の提出行動を行いました。その際、学務部職員から有朋寮への新規の入寮が出来ない理由と、本学の他の寮には現在若干の空き定員のあることの説明が繰り返されたにもかかわらず、彼らは、決定権のない弱い立場の職員を標的とした数を頼みでの罵詈雑言、机を叩くなどの恫喝、中傷するなどの集团的示威行為、人間としての尊厳を傷つける言葉・態度によるハラスメントが繰り返しました。

このため学寮専門委員会(学寮専)委員長は、電話により、集団行動に参加し入寮届を持参した当該学生、ならびに有朋寮委員長に対して、再度、これまでの経緯と理由を説明し他寮への入寮を検討すること、当該学生がこれを無視して居住した場合明らかな不法入寮になること、また業務妨害・時間外拘束を速やかに解除することなどを、約一時間に亘って説得しました。

しかしながら彼らは、全く聞き入れることなく、「副総長か学寮専委員長が来てこの入寮届を受け取れ」、また「入寮届を受け取るまでこの場を立ち去らない」等と主張し、事務室入口を取り囲み騒ぎ続けました。軟禁状態の職員に対する暴言や罵声なども益々エスカレートさせ、重大な業務妨害と人権侵害が発生しました。入寮届なるものを預からなければ、延々と拘束が継続し、それ以上の暴力行為が生じる可能性があるとの判断し、19時40分ごろ、学寮専委員長は有朋寮委員長に対して、「事務窓口による書類を置いておくように、そして速やかに事務職員の拘束を解くように」と電話により伝えました。寮生らはなおしばらく居座り、「入寮届」を学寮専に渡すことと確約と受領書を書くまでは帰らない」として、押し問答を続けましたが、最終的に職員に「入寮届」の「預り書」を作成させて、19時49分引き上げました。

今回の行為は、これまでに本学で度々行われてきた、いわゆる「団交」や抗議行動という名の集团的・組織的暴力行動と内容的には全く同一であり、大学として容認することはできません。

新生が不法入寮となることを承知で、今回の暴挙に出た現有朋寮委員長をはじめとする一部寮生の責任は重大です。また本学の入寮に関する正式書類を恣意的に改ざんしたことは、意図的かつ計画的な行動と判断せざるを得ません。このため残念ながら、今回の行動で特定できた寮生については、理学部の新生も含め教育的措置を考慮せざるを得ません。

また、電気料問題の解決に際し、大学は日就寮の募集停止解除の条件として、今後、不法行為等があった場合ただちに同寮の募集停止をする旨通達しています。平成12年2月、日就寮は電気料不払いに関して行った暴力行為について謝罪し、今後同様の行為を行わないと回答しています。今回の暴力的行為に多数の参加者を出した日就寮が、この通達をどのように受け止めているかを含め、大学は事態の推移を見守ることとします。

またこれらの状況とは別に、本学の良識ある多数の学生のために、学生協としては本学が誇れる新寮建設を計画し、全力をあげその実現に取り組んでいます。

# 学生協ニュース

No.38

東北大学学生生活協議会 広報委員会

## 大学の決定及び規定違反に対して厳正な措置がなされました

これまで繰り返しお知らせしましたように、木造建築の有朋寮が築後50年を迎え、経年劣化が著しく、危険性が指摘されているため、平成13年9月18日、大学は、寮生の身体・生命の安全を図ることを目的として、翌19日以降の新規入寮生の募集を停止するとともに、平成15年3月31日(入寮対象が学部1・2年生で在寮期間が2年間であるため、平成13年度新規入寮した新1年生の在寮期間満了の日)をもって使用停止することを決定しました。

しかし、それにもかかわらず有朋寮が新入生1名の不法な居住を容認し、4月12日夕刻、不法居住者本人を含む有朋・日就寮生など約35名が、学務部に押し掛けて「入寮願」を「入寮届」と改ざんした文書を持参し、学務部職員に対して言葉による暴力と拘束を伴う集団的示威行動があったことについては、「学生協だより」などでお知らせしてきたとおりです。ちなみに有朋寮、日就寮などに適用されている「東北大学寄宿舎規程」第1条では「本学寄宿舎に入舎しようとする者は、学務担当の副総長に願い出て、その許可を受けなければならない。」と規定しており、この不法居住者の行為は明らかにこれに抵触しています。

その後、この不法居住者が所属する部局教授会は、ただちに有朋寮を退去するよう指導を継続するなど不法な状態が一日も早く解消するよう努力を重ねました。しかし退去が実現されなかったため、7月17日当該部局教授会は「嚴重注意」という教育的指導を行うことを決定しました。ところがこの学生はこれも無視して、なお不法な居住を継続しました。

このため、当該部局教授会は大学の規則を守らず再三の注意にも従わない事態に対して、自己反省を求め不正行為を即刻改めさせる目的での教育的措置を、慎重に審議し、「東北大学学部通則」第29条に基づく懲戒処分が相当として発議しました。これを受けて昨9月24日大学の意志決定機関である評議会において審議がなされ、有朋寮に不法居住を続けるこの学生に対して懲戒処分の決定がなされました。

大学は、有朋寮の老朽化により想定される被害に対して、寮生の安全を確保するため、入寮募集停止と使用停止を決定しており、これを撤回することはありません。また、新たな入居を認めることもありません。なお、現在、有朋寮に入寮許可されている寮生に対しても、繰り返し平成15年3月31日を待たず、他寮への転居やアパート等への転出を勧めています。そもそも有朋寮は、1,2年生を対象とした在寮期間2年の寮であり、入寮募集停止の時点(平成13年9月19日)で既に在寮していた寮生に対して、大学が不当に不利益を押しつけているわけでは全くありません。

不正行為の是正と現在進めている新寮建設の具体化に向けて、引き続き全学の教職員・学生の皆さんの理解と協力をお願いいたします。

# 学生協ニュース

No.39

東北大学学生生活協議会広報委員会

## 学生諸君へ（授業妨害に対する注意喚起）

最近、「新寮建設までの有朋寮の存置並びに入寮募集停止撤回」要求支持の「クラス決議」を行う旨のビラが川内北キャンパスで配布されました。

これまでも「クラス決議」を口実に、いわゆる「ストライキ」決行を訴えるなどの不法行為が、過去、何度も行われてきました。昨年も当該授業を履修していない学生により、担当教官の制止や授業出席中の一般学生の反対等にも拘わらず、授業時間中に「独法化反対や自衛隊派遣阻止」に関するアジ演説やクラス決議への投票の呼びかけを行うなどの授業妨害が生じました。

一部学生がこのような運動を口実に妨害行為を計画し、それによって授業ができないような事態を招くとすれば、授業を受ける学生の権利及び授業を行おうとする教官の権利と責任を著しく侵害し、ひいては学問の自由をも脅かしかねません。大学は、授業が正常に行えないような異常な事態が生じることは断じて容認することはできません。学生諸君には決して、これまでに見られたような授業妨害等の不法行為に同調しないよう注意喚起します。

また有朋寮に関して大学は、これまでもお知らせしてきたとおり、老朽化により想定される被害に対して、寮生の安全を確保するため、入寮募集停止と平成15年3月31日での使用停止を決定しており、これを撤回することはありません。また、新たな入寮を認めることもありません。有朋寮に入寮許可されている寮生（平成14年10月末現在、学部2年生4名、それ以上の学年の学生34名）に対しても、繰返し他寮への転居やアパート等への転出を勧めています。

そもそも有朋寮は、学部1、2年生を対象とした在寮期間2年の寮であり、平成13年度入学の現2年次寮生にも2年間という正規の在寮期間を保証しています。その後についても、これまでの先輩寮生同様、日就・霽風・以文・松風各寮に入る道も開かれています。学寮専門委員会は有朋寮委員会に対して、有朋寮生の今後の生活支援を考え、寮生各人の希望等を聞くための「話し合い」を何回か呼びかけましたが、有朋寮委員会は現在まで応じていません。

また、「署名と要求書」の受理を大学が拒否したと宣伝していますが、これまで、類似の要求書などの手渡し行動で対応に当たった学寮専委員や事務職員に対し、罵詈雑言、恫喝などの集団的・組織的暴力行為や深夜まで拘束されたことがあった経緯等を踏まえ、大学は、これらの書類については郵送するように指導しています。受理を拒否しているわけではありません。

大学は、個人の思想・信条・主義・主張等を規制してもおらず、これからも規制することはありません。ただ今回のこのような一部学生が要求する方法で、一般学生の意見が正しく反映されるかを含め、学生諸君が状況を冷静に判断し、慎重な行動をとられることをお願いします。

# 学生協ニュース

No.40

東 北 大 学  
(東北大学学生生活協議会広報委員会)

## 「学生自治会」等による金銭の徴収について

本学では、入学時に、入学料と授業料のほかに、東北大学学友会費、学生教育研究災害傷害保険料等を納入していただくことになっていて、これらは学園生活を有意義なものにするための経費として大学が責任を持って管理しております。

ところが、こうした大学公認のものとは別に「東北大学学生自治会」と称する団体等が毎年、入学手続きに必要な経費と誤解しやすい表現を用いて、金銭を徴収しているため、学生や保護者から大学に対して抗議や苦情が寄せられています。その中には、半ば強制的に徴収されたとして、苦情の申し立てのため学務部の事務窓口を訪ねてきたり、クラスの「自治委員」に「自治会費」の返還を求める事例が幾たびもありました。

「東北大学学生自治会」と称する団体の徴収行為には大学は、一切関与しておりません。このような経費は、入学手続きには必要ありませんので、十分注意してください。

新入生に対しては、これらのことについて別途全員に周知しておりますが、一般学生諸君も学生団体等から金銭支払いの依頼があった場合には、目的や趣旨等を十分理解した上で、各自の判断と責任において対処してください。

なお、学生諸君が支払いのことで判断に迷った場合、また執拗な依頼・勧誘などがあつたとしても、その場で支払うことはせずに、支払い依頼者の氏名・電話番号等を確認したうえで、直ちに大学の学務部学生課 {電話 022-217-7818 (川内北キャンパス) 又は 022-217-5007 (片平キャンパス)} に問い合わせるようにしてください。